

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所 工務第一課

工事数量総括表

工事名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3		3,100		
盛土工		式		1		
路体 (築堤) 盛土	2.5m未満	m3		4		
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (切土部) (ICT)	粘性土、砂及び砂質土、粘性土	m2		770		
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		30		
平場仕上げ		式		1		
平場仕上げ		m2		690		

工事数量総括表

工事名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
残土処理工		式		1		
整地	敷均し (ルース)	式		1		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
護岸基礎工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
基礎工		式		1		
護岸基礎ブロック据付	L=4.0m	m		59		
中詰コンクリート	24-8-40 (高炉) 養生工無	m3		17		
法覆護岸工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
護岸付属物工		式		1		
プレキャスト横帯(隔壁)コンクリート	幅 30 c m 高さ 100 c m	m		43.8		
多自然護岸工		式		1		
雑割石張	20～600kg/個程度	m2		857		
間詰コンクリート	24-8-40(高炉)	m3		18		
取付工		式		1		
コンクリートブロック工(連節ブロック張)		式		1		
連節ブロック張	1200×500×250	m2		191		

工事数量総括表

工事名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場発生品運搬 (場内)	連節ブロック	式		1		
根固め工		式		1		
根固めブロック工		式		1		
消波根固めブロック製作	5t型 ブロック種類 (実質量) 5.003 t	個		112		
根固めブロック据付	無筋ブロック ブロック種類 (実質量) 5.003 t ブロック購入無	個		112		
吸出し防止材	河川護岸用 20mm	m2		520		
消波根固めブロック運搬 (下平井ヤード)	2.5tを超え5.5t以下 積込み・据付け (層積) 2個 4.0km以下	個		112		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
根固めブロック撤去	2t型	個		124		
連節ブロック張撤去	1200×500×250 再利用撤去	m2		203		

工事数量総括表

工事名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬 (場内)	連節ﾌﾟﾛｯｸ	式		1		
現場発生品運搬 (下平井ﾔｰﾄﾞ)	連節ﾌﾟﾛｯｸ	式		1		
消波根固めﾌﾟﾛｯｸ運搬 (下平井ﾔｰﾄﾞ)	2.5t以下 積込み・荷卸 4個 4.0km以下	個		124		
仮設工		式		1		
土留・仮締切工		式		1		
締切盛土	4.0m以上	式		1		
締切盛土撤去		式		1		
水替工		式		1		
ﾎﾟﾝﾌﾟ 排水	450以上1200(m3/h)未満 10m 常時排水	式		1		
仮水路工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
瀬替え		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事【万力地区】 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河道整正工		式		1		
河道整正工		式		1		
河道整正		m3		23,000		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事【万力地区】						(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
純工事費			式		1			
現場管理費			式		1			
工事原価			式		1			

令和 7 年度

R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事

特記仕様書

令和 7 年 1 月

国土交通省 甲府河川国道事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和7年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等（契約書第10条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
（１）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 監理技術者が兼務できる工事は山梨県内の工事でなければならない。
 - (6) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
 - 3) 監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ(CORINS)への登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
- 2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第 6 条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 山梨県山梨市大野地先 緯度 35° 39′ 59″ 経度 138° 40′ 08″

終点 山梨県山梨市大野地先 緯度 35° 39′ 55″ 経度 138° 40′ 06″

第 7 条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にする

記載例)

本工事は、一般工事〇号〇〇道路における、舗装・標識工事である。

主な工種は舗装工・標識工であり、それぞれ〇〇m²、〇基を予定している。

第 8 条 工事用地等の使用

根固めブロックの製作にあたっては、笛吹川左岸F186付近の高水敷を使用できるものとする。また、範囲、時期については監督職員の承諾を得るものとする。

第 9 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印



注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第 10 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－11）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 11 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 12 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者

と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 13 条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 14 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 15 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 16 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受

注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 17 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 18 条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第 19 条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 20 条 工事現場発生品

現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離
根固めブロック	2t型	個	124	下平井備蓄ヤード	3.8km
連節ブロック	1200×500×250	個	115		

第 2 1 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎砕石

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工 程	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

3. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地

- ・再資源化等に要した費用

4. その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 2 2 条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 2 3 条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書1-3-3-3 配合」に従うものとする。

第 2 4 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第 25 条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、土木工事写真管理基準（令和6年3月改定）（以下、「写真管理基準」という。）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会 <<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和6年3月）「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉塵等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、第 2 項に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第 2 項に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）

を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会 <<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 26 条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（１）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（２）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術

の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。受注者は、特記仕様書に指定された土工以外、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床掘）にICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～9によりICT活用施工を行うことができる。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

ただし、現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) T S 等光波方式を用いた出来形管理
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) R T K－G N S Sを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T 活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又は R I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のよ

うに品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、3次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。

6. 上記5. ①～⑤の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 受注者は、当該技術の施工にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

9. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第 27 条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第 28 条 ICT活用工事の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ ICT活用工事（土工1,000m³以上）積算要領
- ・ ICT活用工事（土工1,000m³未満）積算要領

- ・ I C T活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ I C T活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：１．２
- ・ 現場管理費率補正係数：１．１

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 29 条 I C T活用工事の活用効果等に関する調査

I C T活用施工を行った施工者は、活用目的等の把握のための「I C T活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施

する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第 30 条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、第１項の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議し、本条項の対象外とする。

第 31 条 BIM/CIM適用工事について（受注者希望型）

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※ ¹ ※ ¹ 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照）。

1. BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIMの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

第 3 2 条 DXデータセンターの使用

本工事はDXデータセンターを使用することで、VDIによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>）を参照すること。

第 3 3 条 工事中の安全確保

- 1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

V. 地下埋設物の損傷事故防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再確認教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1箇所1人（うち有資格誘導員0人）とし、2箇所計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月）に基づいてUAV等を使用すること。

第 3 4 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度℃以上、または暑指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※真夏日補正係数：1.2

第 35 条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 36 条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計変更審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-2を参考にする。

防災措置に要する費用については第18条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第 37 条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 38 条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を

確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第 39 条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第 40 条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については監督職員より指示する。

第 41 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 42 条 交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ず

ること。

5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 4 3 条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
緑化・花壇の整備を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
 - ・ 完成予想図の掲示を実施するものとする。
 - ・ 工事工程表の掲示を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率計上）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第 4 4 条 工期

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-1 2により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月23日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わな

い。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数）	1.612
④うち休日（土日、祝日、年末年始休暇）	118日間

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである（当該工事の作業不能日ではない。）。

イ）1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：24日間

ロ）8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間

（少数第1位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数）

※過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（甲府観測所）及び環境省（甲府地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）。

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。
 - ・準備、後片付け
 - ・根固め工
 - ・仮設工
 - ・その他監督職員が承諾した工種

第 45 条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第 46 条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「第 44 条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－3）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 47 条 週休 2 日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休 2 日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休 2 日制適用工事（完全週休 2 日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休 2 日に取組むものとする。
2. 週休 2 日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休 2 日

①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第48条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、甲府観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第49条 概算・概略数量

1. 本工事のうち、万力地区については、概略構造および概略数量を示したものであり、詳細については監督職員の指示によるものとする。
2. 詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しについては令和8年6月下旬とする。

第50条 新技術の活用（新技術の定義）

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等による実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれている技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国

により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第 5 1 条 新技術の活用等（施工者選定型）

1. 本工事は、施行者が原則 1 技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において第 4 9 条 新技術の活用（新技術の定義）第 3 項に示す 1）～ 4）の技術が選定されていない場合、受注者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。また、活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 4 9 条 新技術の活用（新技術の定義）第 3 項に示す 1）～ 4）のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は「新技術情報提供システム（NETIS）」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 5 2 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 53 条 契約後VE方式

1. 定 義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲について

1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出について

1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式－14～17）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手す

る35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査について

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等について

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式一18）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等について

1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

7. VE提案の活用と保護について

評価の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在について

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第54条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第49条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第55条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第56条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をR6・R7甲府河川国道河川工事監督支援業務関東建設・サトウ・テクノスジャパン設計共同体に委託している。

第57条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント（株）に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする（「閲覧のみ可能」で登録）。

第 58 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議の遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り現地で点検する。

第 59 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー 19によるものとする。

第 60 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体

に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 6 1 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第 6 2 条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 6 3 条 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1. 本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

ア) インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

イ) インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。

2. 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員

と協議すること。

第 64 条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第 65 条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂ 排出量（コンクリートの材料のCO₂ 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれ

と同等以上のCO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第 66 条 相談窓口の設置

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションの向上を図ることを目的として、作業状況、安全対策、工期設定や必要経費等について相談窓口を設置している。

相談窓口を希望する場合は、以下に問い合わせを行うこと。

相談窓口：河川担当副所長

電話：055-252-5491（代）

第 2 章 個人情報の取り扱いについて

第 67 条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 68 条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知ら

せ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 69 条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第 70 条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 71 条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 72 条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第 73 条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 74 条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去すると

ともに、証明書（別紙－４）を発注者に提出しなければならない。

- ２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第 75 条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第 76 条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第 77 条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 土工

第 78 条 一般事項

発生材については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。
埋戻し、残土処理の形状については監督職員の承諾を得るものとする。

第 79 条 盛土工

- １．盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。
- ２．締固め土の管理は、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。
- ３．採取土の数量は、地山の体積とする。

第 80 条 掘削工

- １．掘削土は路体盛土に流用するものとする。
- ２．構造物の床掘により発生した土砂は、埋戻しに利用し、残土は路体盛土に流用するものとする。

第 8 1 条 作業土工（床掘り・埋戻し）

構造物周囲 1m の範囲及び狭隘箇所等については、人力により敷均し、タンパ等により入念に締固めるものとする。

第 4 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 8 2 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント比 (W/C)	呼び強度 (N/mm ²)	セメントの種類
均しコンクリート	25	8	－	18以上	高炉B種
根固めブロック 雑割石張 中詰コンクリート（ プレキャスト基礎） 間詰コンクリート	40	8	60%以下	24以上	高炉B種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第 8 3 条 配合

一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下としなければならない。

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・ 仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・ 最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・ 管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・ 道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・ 耐久性を期待しない構造物。

第5章 土木工事材料

第84条 鋼材

鋼材は次の規格に適合したものを使用しなければならない。

- ・根固め工（連結鉄筋、連結金具） SS400

第85条 セメントコンクリート製品

コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」（平成8年6月制定）によるものとする。

第86条 目地材

伸縮目地材は、合成樹脂発泡体（発泡倍率15倍）とし、厚さは10mm又はこれと同等品以上とする。

位置は基礎工20mごとを基準とし、これにより難しい場合は監督職員と協議する

第87条 吸出し防止シート

1. 河川護岸用吸出し防止シート

河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」（表－1 参照）を有しているシートについては使用できるものとする。

項目	基準	備考
透水性	10^{-2} (1/s) 以上	JIS L3204 準拠
厚さ	10mm以上	
引張強度	1.0tf/m以上	縦・横方向共
科学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS K7114 準拠（PH 5～9）
耐候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS A1410 準拠 JIS A1415 準拠
適用勾配	1：〇	

※上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみに適用し、取付護岸（仮設）及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は、「平成4年度建設省告示第1324号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表－1

評価項目	評価基準	試験方法
開孔径	095/D85 $\leq$ 1.0 (尚、095 $\leq$ 0.2mmは上記判定不要)	振動式開口径試験
垂直方向透水性	10 ⁻² (1/s) 以上	JIS L3204 準拠
引張強度	1.0tf/m (縦・横方向共)	JIS L3204 準拠
科学的安定性 (強度保持率)	70%以上130%以下	JIS K7114 準拠 (PH5~9)
耐候性 (強度保持率)	70%以上130%以下	JIS A1410 JIS A1415 準拠
摩擦 (強度保持率)	$\mu \geq 0.5$ (適用勾配 1:2以上) 0.3 (適用勾配 1:3以上)	国土センター 統一試験

※なお、「技術証明書」については「公的試験機関」が複数あっても認めるものとする。

2. 取付護岸・護床吸出し防止シート

取付護岸に使用する吸出し防止シートは厚さ10mmとし、品質、規格については表－2によるものとする。

護床工に使用する吸出し防止シートは厚さ20mmとし、品質、規格については表－2によるものとする。

3. 品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管しておくものとする。

(1) 納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも、全ての裁断片に、①製品名、②製造年月日、③製造工場名は明示されていること。(製造年月日は整理番号でもよい)

(2) 納入される製品は、表－2の品質試験により整理されているものとする。

①「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において3日に1回以上の割合で行われているもの。

②「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において20,000m²に1回以上の割合で行われているもの。

表－2

項目	品質・規格	試験方法
密度	0.12g/cm ³ 以上	JIS L3204
圧縮率	12%以下	JIS L3204
引張強度	1.0tf/m以上	JIS L3204 準拠
伸び率 (最大強度時)	50%以上	JIS L3204
耐薬品性 (不溶解分)	90%以上	JIS L3204
透水性	0.01 (1/s以上)	JIS L3204 準拠

4. 現場における検査方法

(1) 現地において、施工面積2,000m²毎に監督職員が指示する荷札表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。

さらに、現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。

(2) 生産表示と品質試験内容について、別途立入り等による検査を行うことがある。

5. 吸出し防止シートの施工

河川護岸用及び取付護岸・護床吸出し防止シートの重ね幅は、10cm以上とする。

第 88 条 雑割石

コンクリート雑割石張用の雑割石は、20～600kg/個程度のものを使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

第6章 一般施工

第 89 条 石張工

1. コンクリートの雑割石張の施工にあたっては、つかみ装置付きバックホウを原則として使用する。
2. コンクリート雑割石張の突起高は5cm以上とし、石張の1/2以上が中埋めされること。
3. コンクリート雑割石張にあたっては、石の大きさが偏らないよう施工する。
4. 雑割石を使用するにあたっては、法面に鋭角の突起が出ないように張石の使い方に注意するものとする。

第 90 条 コンクリートブロック張工

連節ブロックに使用する連結材は、溶融亜鉛アルミニウムメッキ鋼線（アルミ含有量10%、付着量300g/m²）（JIS G 3544, 3547準）または、これと同等品以上のものとする。なお、端部の巻き付け回数は1回半以上とし順次連結するものとする。規格は下記によるものとする。

標準線径（mm）	8.00
線径許容差（mm）	±0.12
引張強さ（N/mm ² ）	690以上
伸び	10%以上
メッキ付着量（g/m ² ）	300以上

第 91 条 仮設工

1. 本工事で施工する工事用道路、流水処理としての仮締切工及びその他の仮設備等に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等について十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。

2. 仮締切工

仮締切工の施工にあたっては、下記条件等を参考にするものとする。

- ・対象流量 65.87 m³/s

第7章 その他

第 92 条 完成図

提出は、下記の通りとする。

名 称	摘 要
完 成 図	青焼き又は白焼きし施工箇所を着色したもの (A-4判、左横とじ 3部)

第 93 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 94 条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。

異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は、開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに

監督職員へ報告。

第 95 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 96 条 工事看板

本工事は、『流域治水プロジェクト関係工事』『防災・減災対策に資する工事（総力戦で挑む防災・減災プロジェクト）』『「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事』の対象工事である。工事現場に設置する看板の内、「工事看板（件名看板）」については、別紙－5～6を参考に設置するものとする。

第 97 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 4 4 条
安全対策関係	☐ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 3 3 条
仮設備関係	☐ 仮設備の設計条件を指定する場合には、その内容。	第 9 1 条
建設副産物関係	☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 2 1 条
その他	☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第 2 0 条

出水期施工に関する施工計画書標準的記載項目

番号	項 目	※記載内容のポイント(参考)	備考
1.	出水期施工対象範囲	・図面、工程表を用いて出水期施工対象範囲を具体的に明示	
2.	施工手順	・出水期施工対象範囲の具体的な施工手順を明示 ・有事の機能回復に配慮した部分施工を行う範囲及び手順等を記載	
3.	情報収集・把握	・待避や機能回復等の判断基準となる水位や雨量等の具体的な情報収集の手段を記載	
4.	退避基準	・機能回復措置及び待避を開始する水位、雨量、台風等の判断基準及び待避完了目標を記載 ・退避準備のための体制を確保する時期等を記載。	
5.	退避方法・ルート	・退避対象となる具体的な資機材リスト記載。 ・退避を行うための資機材、労務等(体制)を具体的に記載 ・退避先及び具体的なルートを記載 ・退避に要する時間を待避基準との関係が解るよう具体的に記載	
6.	退避体制及び連絡系統	・機能回復措置及び待避に要する具体的な人員及びその連絡系統を記載	
7.	防災措置	・流出防止措置の具体的な方法を記載 ・部分施工箇所の機能回復を行う具体的な方法を記載	
8.	出来高確認の時期・方法	・出水等の前に出来高確認を行う時期を具体的に記載 ・出水等の前に実施する出来高確認の方法を具体的に記載(発注者立ち会いによる確認の他、受注者の自主確認方法も含む)	

概略工事工程表

別紙—3

工事名：R7笛吹川左岸大野護岸外工事

工 種		単位	数 量	令和7年度	令和8年度												備考
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
準備工		式	1														・40日間
河川土工		式	1														(1～3pt)
護岸基礎工		m	60														(1pt)
法覆護岸工		m2	864														(1pt)
取付工		m2	200														(1pt)
根固め工		個	104														(1～4pt)
構造物撤去工		式	1														(1pt)
仮設工		式	1														(1～2pt)
片付け		式	1														・20日間
	年末年始、お盆	—															・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
	出水期間	—															・6月～10月

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先 1：_____

連絡先 2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

別添：工事看板の主な記載例

基本例	〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています

主な工種等	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	〇〇を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
老朽化対策	施設の機能を保つため、〇〇を補修(更新)しています
無動力化・自動化・遠隔化	施設の機能を向上させるため、無動力化(自動化・遠隔化)を行っています
環境整備	良好な水辺空間創出のため、〇〇を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、〇〇を整備しています
離岸堤 人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 (排水ボーリング工)	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

※工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫願います

※なお、すでに運用している記載例がある場合はその限りではありません

・主な工種等の記載に加え以下を記載する。

対象工事	記載内容
流域治水プロジェクト 関係工事	〇〇水系流域治水プロジェクト
防災・減災対策に資 する工事 (総力戦で挑む防災・ 減災プロジェクト)	いのちとくらしをまもる防災減災
「防災・減災、国土強靱化 のための5か年加速化対 策」に基づく工事	いのちとくらしをまもる防災減災 国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)

別添：看板のイメージ(※)

洪水被害を防ぐため、土砂を撤去して
います

〇〇水系流域治水プロジェクト
いのちとくらしをまもる防災減災

きょうじんか

国土強靱化対策工事
(5か年加速化対策)

工 事 の 期 間

令和〇年〇月〇日まで

〇〇地区〇〇掘削工事

発注者 国土交通省〇〇地方整備局
□□□□事務所〇〇出張所
電話 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

※看板はイメージであり、すでに運用している事例がある場合はその限りではありません。

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 対 する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

[illegible]

【比較表－4】

[illegible]

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

【比較表一 7】

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

建設副産物の搬出等の比較表

[illegible]

別紙様式－0－10

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳		金額単位：千円																
注)消費税抜きで記入してください																		
		元請・元請外注	元 請	元請外注 合計	1	〇〇道路	2	〇〇排水	3	〇〇排水	4	〇〇排水	5	〇〇排水	6	〇〇排水	7	〇〇排水
費 目					道路土工	排水構造物工	法面工	道路土工	交通誘導	地質調査・試験	伐倒工							
(1) 直接工事費		50,972	17,009	33,963	20,914	1,441	8,600	2,550	0	0	0	158						
(1) 材料費		25,562	13,632	11,930	5,857	137	4,954	982	0	0	0	0						
(2) 労務費		15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	0	138						
(3) 機械器具等賃料		9,431	2,643	6,788	5,754	56	820	138	0	0	0	20						
(4) 資材・機械等現場修理・管理費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
(5) 直接経費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
A 特許使用料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
B 光熱電力使用料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
(6) 特殊経費		747	734	13	13	0	0	0	0	0	0	0						
(7) 間接工事費		19,683	11,896	7,787	1,088	759	3,250	1,080	1,009	320	283							
(1) 共通仮設費		8,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	888	0	0							
イ 運搬費		2,880	70	2,810	1,750	120	440	0	0	0	0							
A 運搬材		220	70	150	80	80	40	0	0	0	0							
1 仮設材①		100	0	100	0	0	0	0	0	0	0							
2 仮設材②		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
3 仮設材③		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
4 敷設材料		150	70	80	80	0	0	0	0	0	0							
5 橋梁等架設支保工		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
6 橋梁用架設タワー等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
7 橋梁用仮設桁梁		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
8 橋みすみ取り用圧入機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
9 トンネル用スライダセントル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
10 その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
B 建設機械20未満		1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0							
(1) 前記「資材・機械等」による運搬		1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0							
(2) 自走による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(3) 現場内小運搬		40	0	40	40	0	0	0	0	0	0							
C 建設機械20以上		1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0							
(1) 貨物自動車等による運搬		980	0	980	980	0	0	0	0	0	0							
(2) 自走による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(3) 自走による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(4) 現場内小運搬		30	0	30	30	0	0	0	0	0	0							
ロ 車庫費		699	699	0	0	0	0	0	0	0	0							
A 準備・測量等		673	673	0	0	0	0	0	0	0	0							
B その他		26	26	0	0	0	0	0	0	0	0							
ハ 事業損失防止施設費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
ニ 安全費		1,373	451	922	24	0	0	0	888	0	0							
安全留意度「建設工事の安全対策防止対策要綱」について選択																		
A 安全管理費		147	123	24	24	0	0	0	0	0	0							
(1) 工事区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要した費用(概、輸日の保安要員の費用を含む)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(2) 不稼働日の保安要員の費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(3) 橋示板、標識、保安灯、防護網、リターン等の安全施設設置の設置、撤去、補修に要した費用及び使用期間中の維持料		102	102	0	0	0	0	0	0	0	0							
(4) 夜間作業を行う場合に要した費用		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0							
(5) 撤去不足等の予防に要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(6) 河川、海等工事における仮設橋脚に要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(7) 粉塵作業の予防に要した費用		24	0	24	24	0	0	0	0	0	0							
(8) 気天ドレナリ等における防災安全対策に要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(9) 安全用品等の費用		19	19	0	0	0	0	0	0	0	0							
(10) 安全委員会等に要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(11) 国土交通省(運輸)関係工事における事業損失防止施設費、撤去、維持管理に要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
B 交通安全費等		888	0	888	0	0	0	0	888	0	0							
C 鉄道受渡安全管理		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
D 乗客化等		324	324	0	0	0	0	0	0	0	0							
E 高圧作業予防		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
F 船舶安全確認・警戒船		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
G ダム安全・監視費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
H その他		4	4	0	0	0	0	0	0	0	0							
ホ 役務費		159	159	0	0	0	0	0	0	0	0							
A 土地の借上費		159	159	0	0	0	0	0	0	0	0							
B 電力用水等基本料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
ヘ 技術管理費		2,700	2,688	12	0	0	12	0	0	0	0							
A 品質管理費等		69	69	0	0	0	0	0	0	0	0							
B 特別な品質管理		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
C 設備維持等費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
D 品質証明(社内検査)に要した費用		300	300	0	0	0	0	0	0	0	0							
E 各種調査等		320	320	0	0	0	0	0	0	0	0							
F 各種台帳等		12	0	12	0	0	12	0	0	0	0							
G その他		1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0							
ト 業務費		750	643	115	115	0	0	0	0	0	0							
A 建物費		224	224	0	0	0	0	0	0	0	0							
B 借上費		100	100	0	0	0	0	0	0	0	0							
C 宿泊費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
D 労働者送迎費		115	0	115	115	0	0	0	0	0	0							
E 監督員宿所等		65	65	0	0	0	0	0	0	0	0							
F 乗客化等1		254	254	0	0	0	0	0	0	0	0							
G 乗客化等2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
H その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
I 労働者海上輸送費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
チ その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
リ 技術者関係費(電気工事、光ケーブル工事の場合)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(2) 補償費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
イ 労務管理費		11,614	7,168	4,446	-803	639	2,798	1,080	111	320	283							
ロ 安全訓練等費用		528	183	345	20	161	151	0	2	0	0							
ロ 安全訓練等費用		10	10	0	0	0	0	0	0	0	0							
A 安全・衛生に要した費用		10	10	0	0	0	0	0	0	0	0							
B 研修訓練等に要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
ハ 租税公課		64	47	17	15	2	0	0	0	0	0							
ハ 租税公課		8,367	4,917	3,450	1,051	980	359	782	33	214	91							
ホ 退職金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
ヘ 保険料		208	0	208	102	0	0	0	83	0	5							
(1) 火災保険		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(2) 工事保険		88	0	88	88	0	0	0	0	0	0							
(3) 自動車保険		109	0	109	8	0	3	93	0	0	5							
(4) 船立保険		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
(5) 法定外の労務保険		10	0	10	6	0	0	0	0	4	0							
(6) その他損害保険		1	0	1	0	0	0	0	0	0	1							
ト 法定福利費		2,594	1,168	1,426	624	223	255	172	76	31	45							
A 労災保険料		539	497	42	0	0	30	0	0	0	1							
B 雇用保険料		169	43	146	30	22	12	30	7	2	3							
C 健康保険料		670	135	535	257	79	84	65	26	9	15							
D 厚生年金保険料		896	193	703	297	122	129	77	43	19	16							
E 健康保険制度掛金		300	300	0	0	0	0	0	0	0	0							
F 船員保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
チ 福利厚生費		285	41	244	185	0	0	48	0	0	11							
リ 補償費																		

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考			
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出			提示 受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎				
										監督職員	契約 担当 課	発注 担当 課									
工事着手前	作成書類の 役割分担	設計 審査会 で 確認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○							○					令和○年○月○日設計審査会で確認		
			2【事例】 関係機関(○○○)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○								○					令和○年○月○日設計審査会で確認	
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○											土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(○○○)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○											令和○年○月○日設計審査会で確認	
			5【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(○○○)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○											令和○年○月○日設計審査会で確認	
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○											令和○年○月○日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	－	○		○												令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)	
	契約 図書	設計 図書	8 工事請負契約書	—	—	○															
			9 共通仕様書	—	—	○															
			10 特記仕様書	—	—	○															
			11 発注図面	—	—	○															
			12 現場説明書	—	—	○															
			13 質問回答書	—	—	○															
			14 工事数量総括表	—	—	○															
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○					○									
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○						○							契約書を作成する全ての工事	
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○						○								
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○						○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
			19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○							○							
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○							○							
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○							○							
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○							○							
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○							○							
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○						○								
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6		○							○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
	その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○				○									契約図書で規定された場合に提出する。	
			27 再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事前－	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○					○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			28 再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事前－	共通仕様書1-1-1-19-5	－		○					○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			29 建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○									
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○									
工事 書類	1 施工 計画	① 施工 計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○				○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	－		○				○										
			33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○				○										
			34 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	－		○				○										
			35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		－		○				○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。		
	2 施工 体制	② 施工 体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○				○								・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要		
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○				○										
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○				○										
	3 施工 状況	③ 施工 管理	39 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○															
			40 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○					○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。	
41 工事打合せ簿(承諾)			共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○					○										
42 工事打合せ簿(提出)			共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○					○										
43 工事打合せ簿(報告)			共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○					○										
44 工事打合せ簿(通知)			共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○					○										

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考	
作成 時期	種 別			No.		書 類 名 称	書類作成の根拠	発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品		
												監督職員	契約 担当 課	発注 担当 課					受注者 保管
				45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○				○						設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
				46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○						○				設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け							工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考			
作成 時期	種 別			No.		書 類 名 称	書類作成の根拠	発注者	受注者	指示 通知		提出			提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆		紙 ◎		
										受注者	受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管							
施 工 中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○				○							・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○										・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。			
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○						○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。			
		④ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○						○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。			
			51	工事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○							○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。			
			52	工事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○											事故報告書はSAS(建設工事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。			
		⑤ 管 理 工 程	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○						○					工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。			
		⑥ 理 品質 管	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○											指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。			
	契約関係書類	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○					○									
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○						○								
		完済 部分 検査	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○						○								
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○							○							
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○							○							
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○							○							
		既済 部分 検査	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○							○							
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○								○				中間技術検査時にも提出する。		
			62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○								○						
			63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○								○						
		修補	64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○								○						
		部分使用	65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○								○				部分使用がある場合に提出する。		
		工期延期	66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○								○				工期延期が発生する場合に提出する。		
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○							○					支給品を受領した場合に提出する。	
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○							○					支給品がある場合に提出する。	
				69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○							○					建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		建設機械	70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○								○					建設機械の貸与がある場合に提出する。	
			現場発生品	71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○								○					現場発生品がある場合に提出する。
	その他			72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○					○							既済部分検査等の際に提出する。	
				73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○								○				・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○								○					
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○								○					
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○									○				新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○					○								
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○						○							
				79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○							○						
	工事書類			80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○						○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。		
				81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○							○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
				82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○								○				・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
				83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○								○			☆	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
				84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○									○				総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○									○				自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書			86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○						○			○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
				87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○								○			○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他			88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○						○					該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
				89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○								○				該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品				
								受注者	受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課			受注者 保管			
工事 後 完 成	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	—	○	○				○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。	

工 期 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工 種 （自由記述）	細 別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工 種 （自由記述）	細 別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

様式－６（１）

年月日：

V E 提 案 書

（発注者） 殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきV E 提案書を提出いたします。

工事件名：	連絡者	
契約締結日：	氏 名	
	T E L	
	F A X	
V E 提案の概要		
注）記入欄が不足する場合には、様式－６（１）の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－ 6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等
(2) 提案理由	
(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式-6 (3)

番 号	項目内容
-----	------

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－ 6 (4)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

平成 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出された V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

別紙様式－ 1 9

様式－ 3 3

年月日：

品 質 証 明 書

工事名：_____

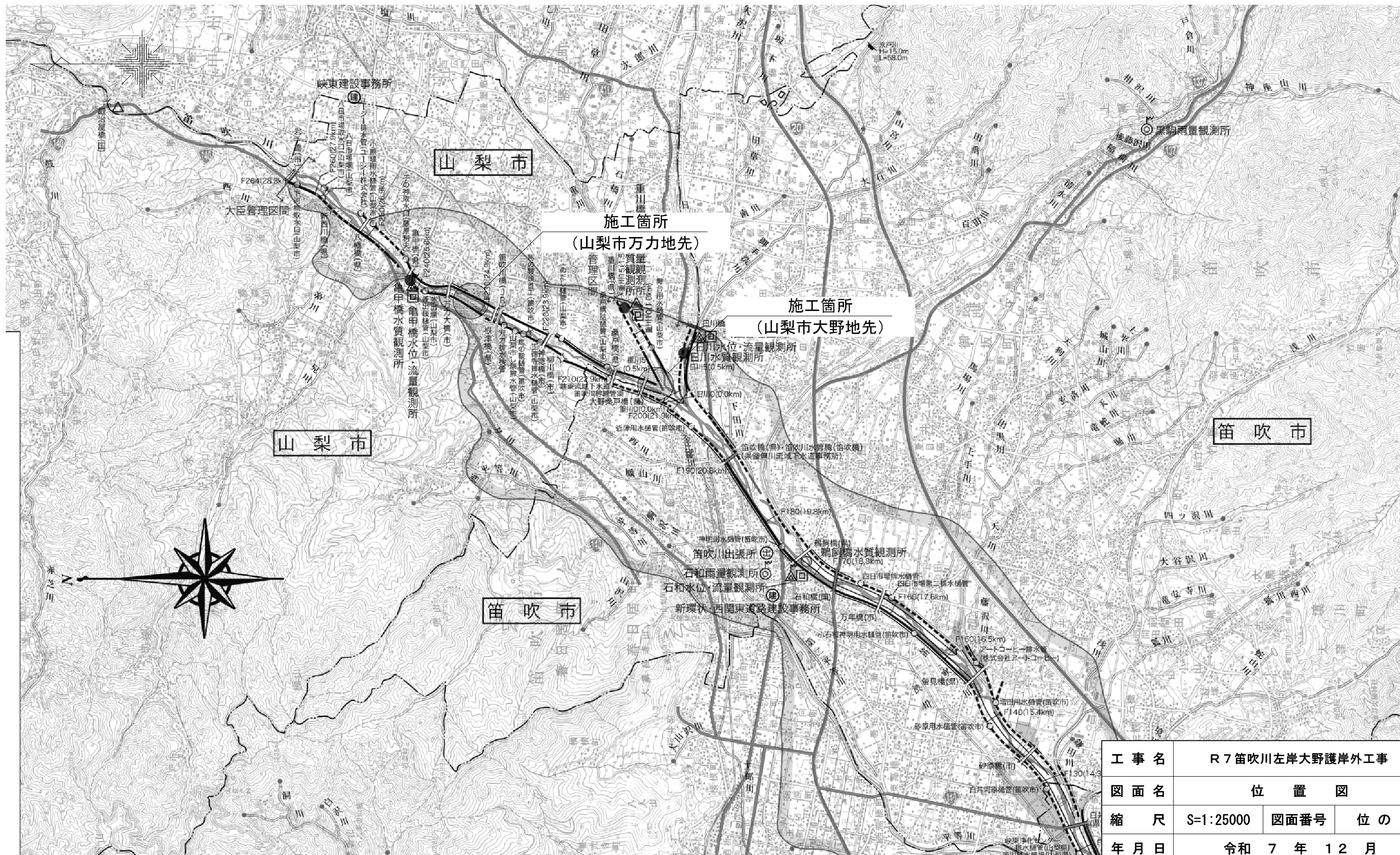
品 質 証 明 記 事				
品 質 証 明 事 項	実 施 日	箇 所	品質証明員氏名 印	記 事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名

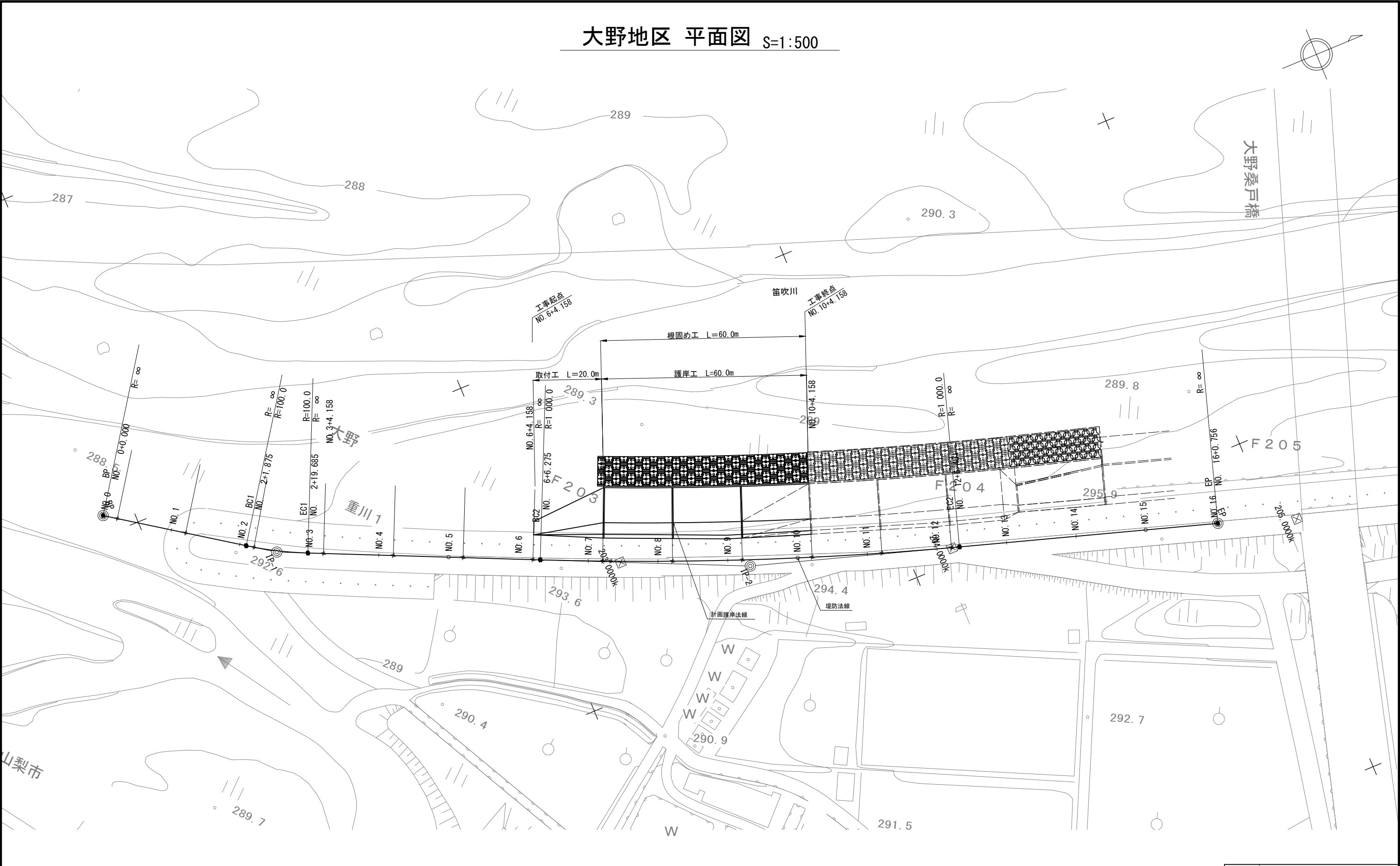
位置図 S=1:25000



本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名		R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事							
図 面 名		位 置 図							
縮 尺		S=1:25000		図面番号		位 の 1			
年 月 日		令和 7 年 12 月							
所		副		課		係		設	
長		所長		長		長		計	
国土交通省 甲府河川国道事務所									写 真 図

大野地区 平面図 S=1:500

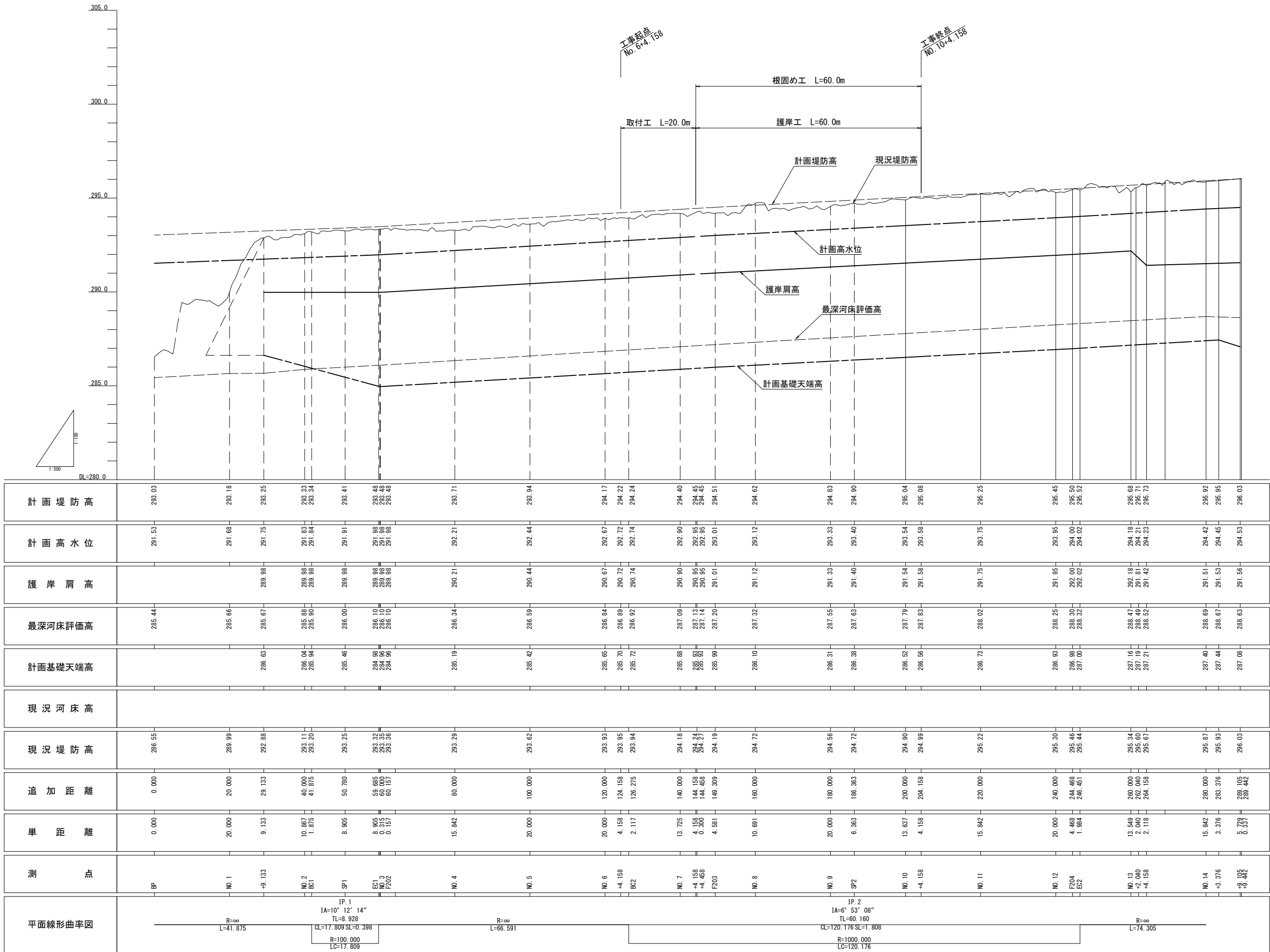


工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 平面図		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	1/500	図面番号	14 の 1
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

大野地区 縦断図

V=1:100
H=1:500

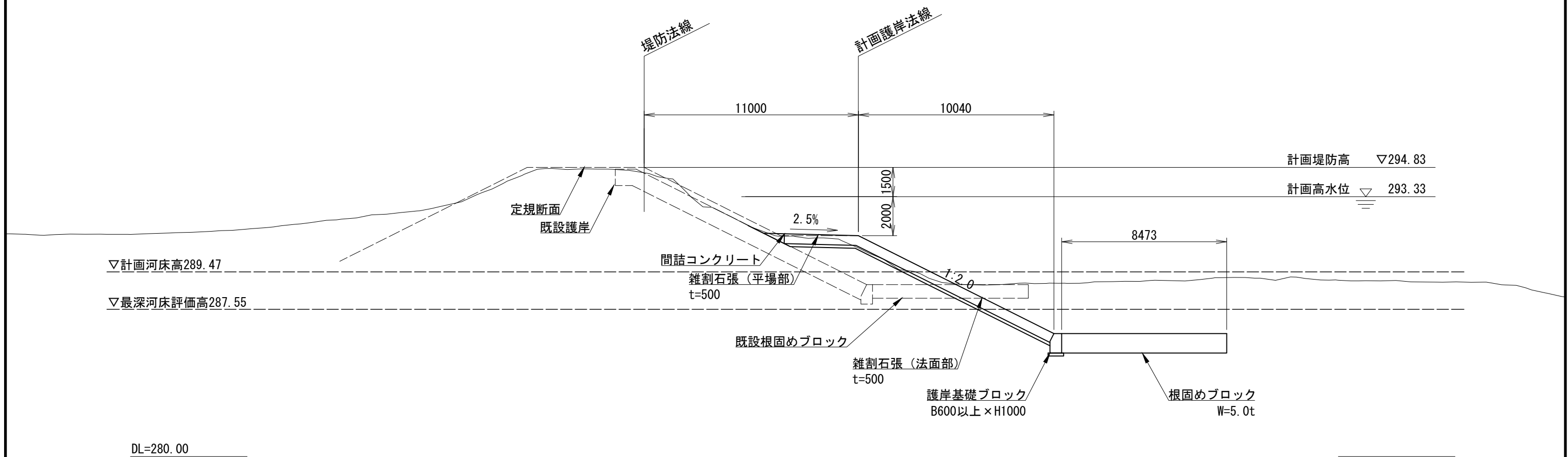


※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 苗吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 縦断図		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	V=1/100 H=1/500	図面番号	14 の 2
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

大野地区 標準横断面図 S=1:100

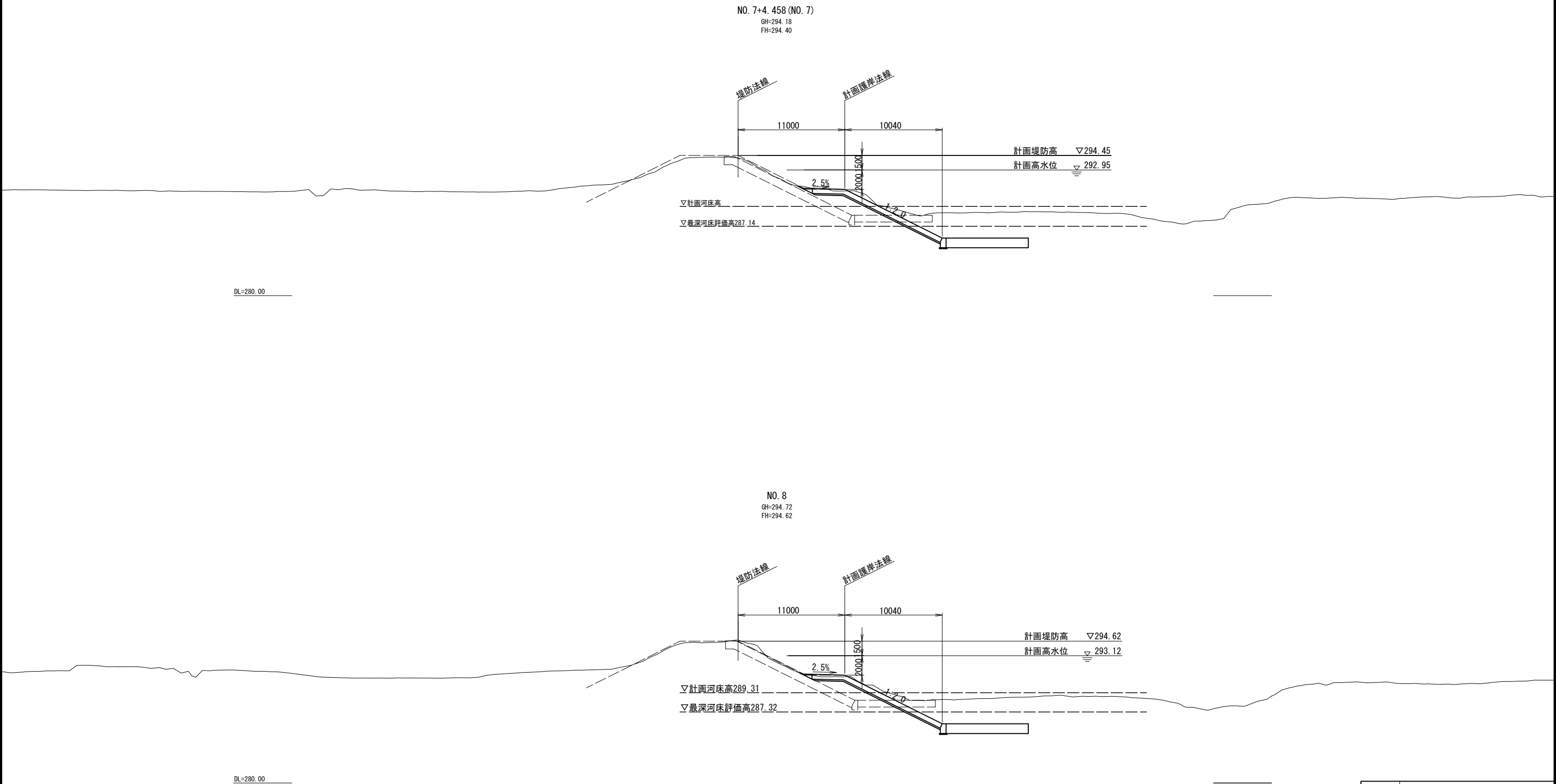
NO. 9
GH=294. 56
FH=294. 83



※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 標準横断面図		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	1/100	図面番号	14 の 3
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

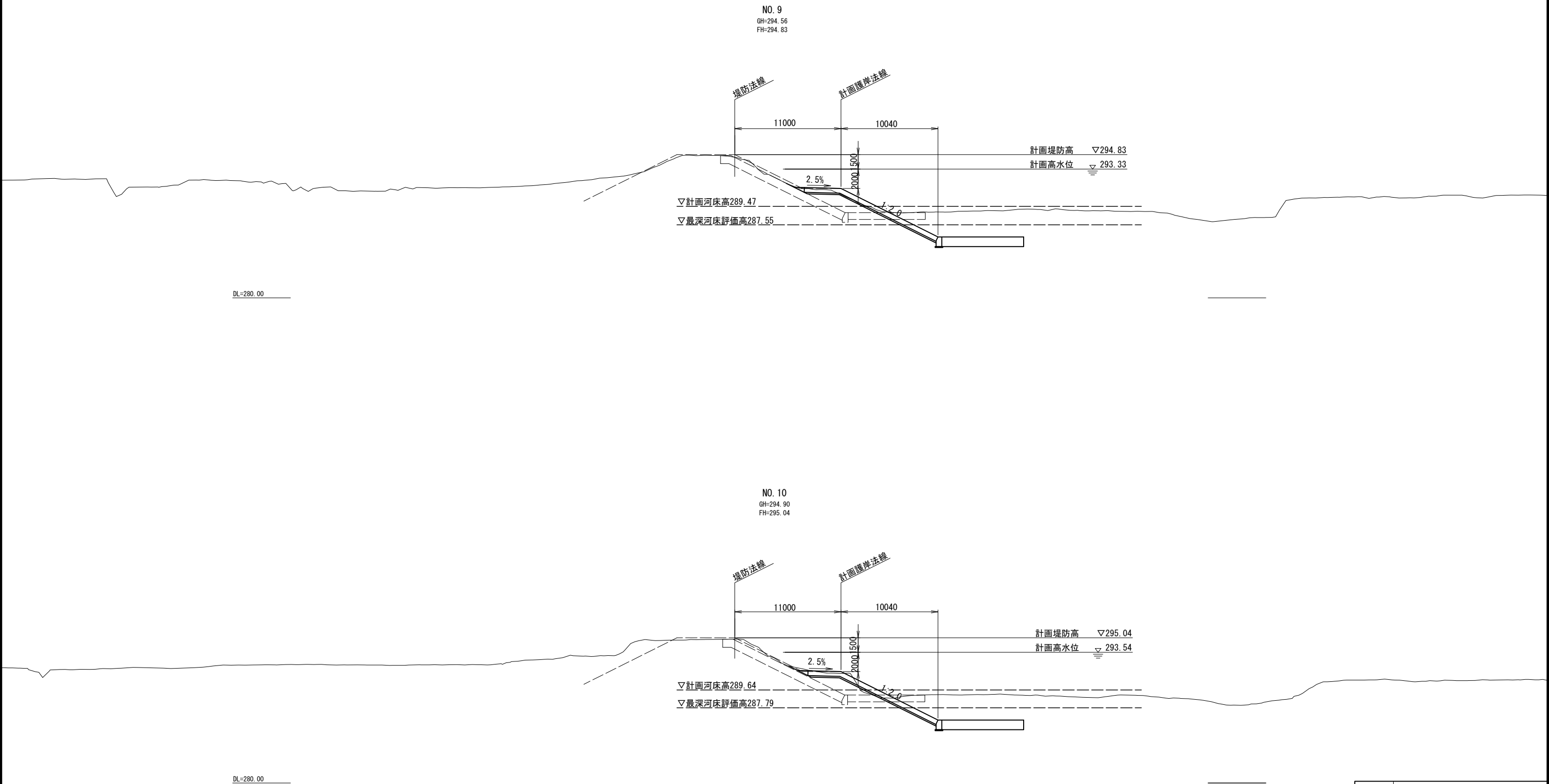
大野地区 横断図（１） S=1:200



※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 横断図（１）		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	1/200	図面番号	14 の 4
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

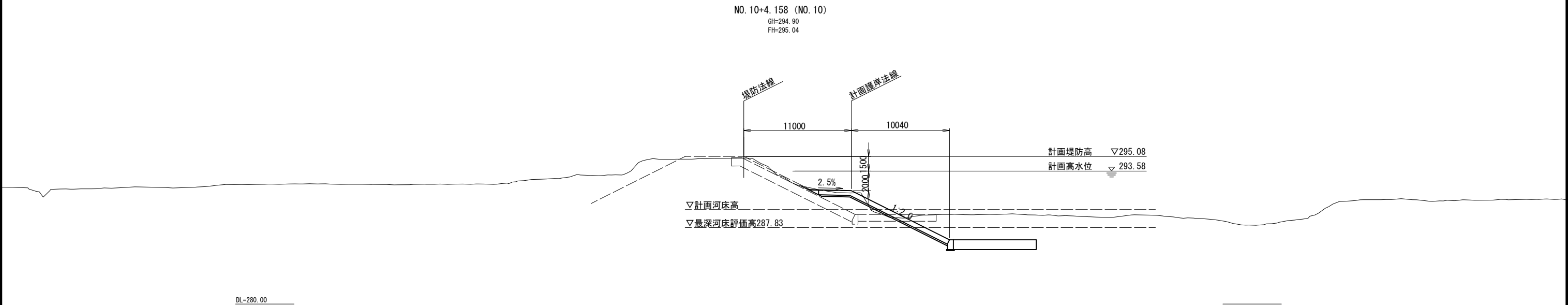
大野地区 横断図（２） S=1:200



※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 横断図（２）		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	1/200	図面番号	14 の 5
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

大野地区 横断図（3） S=1:200

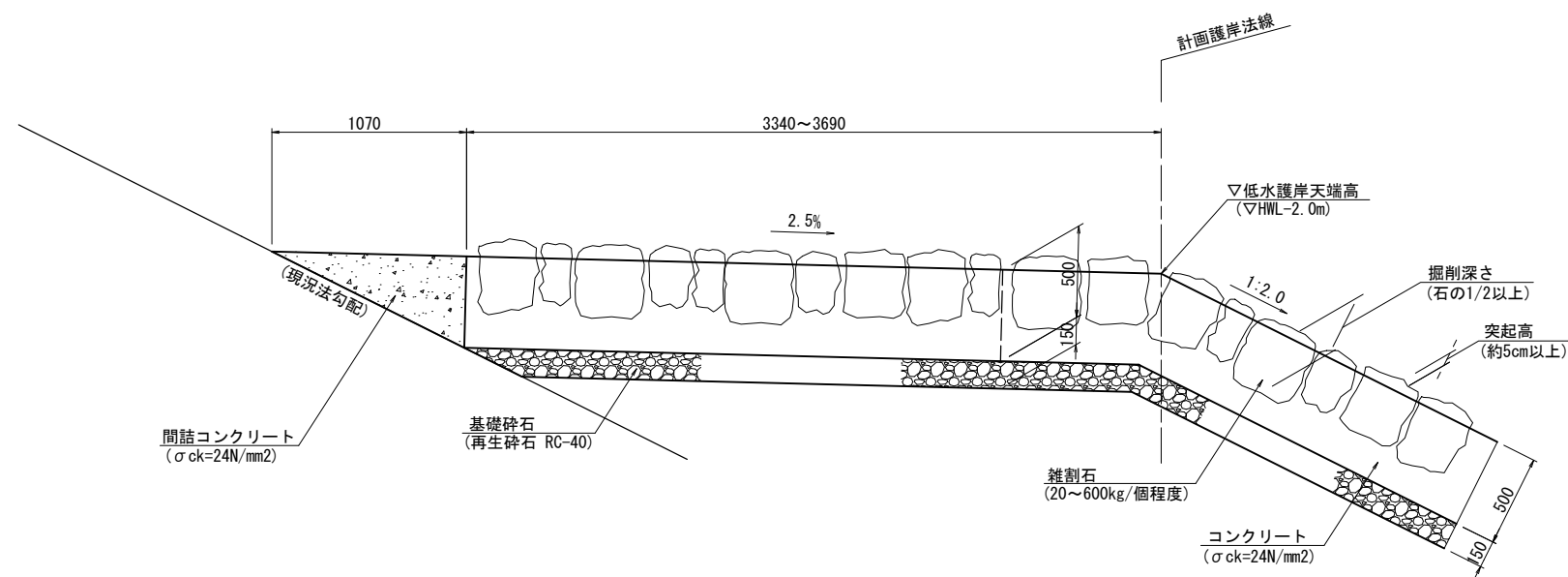


※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

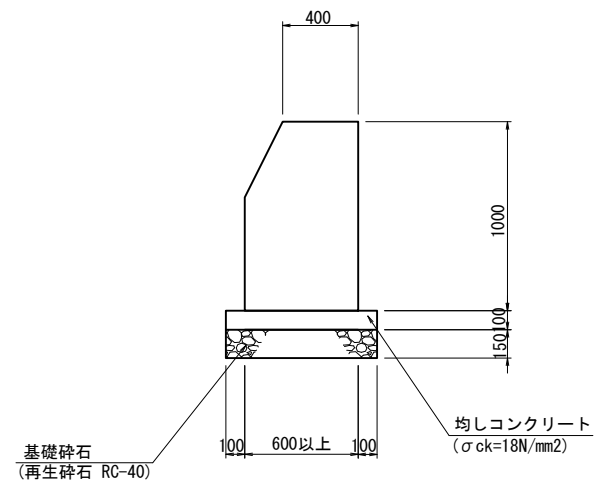
工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 横断図（3）		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	1/200	図面番号	14 の 6
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

大野地区 護岸工詳細図 S=1:20

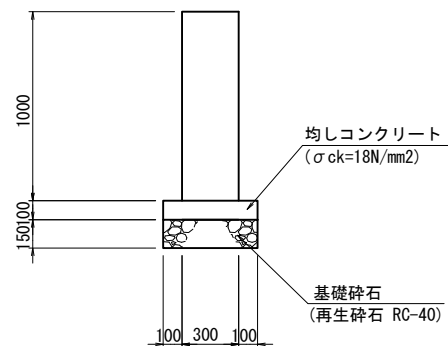
雑割石張



護岸基礎ブロック



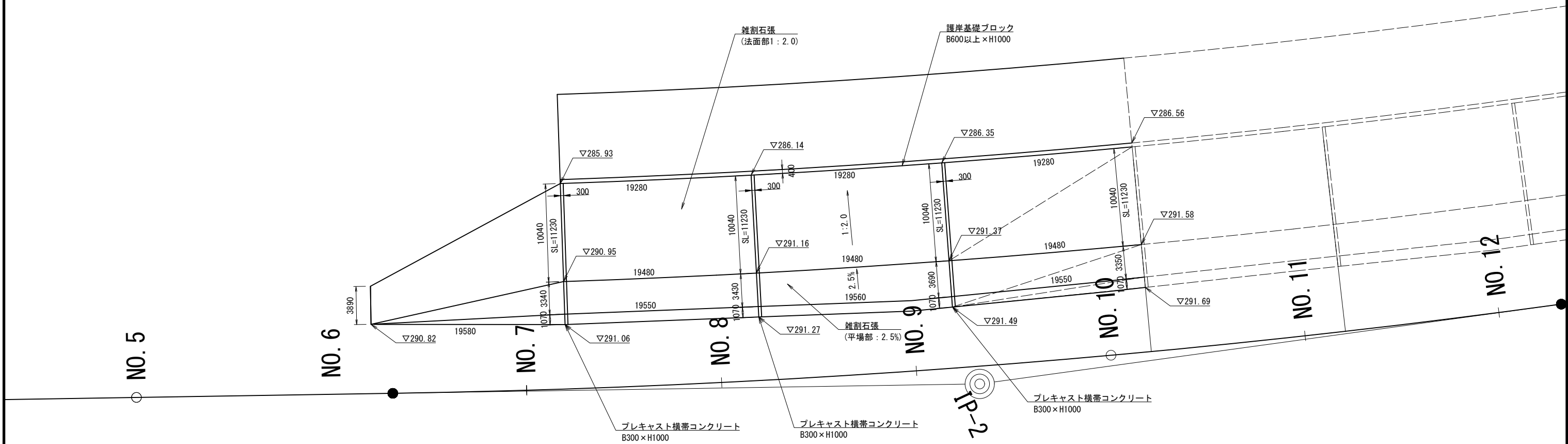
プレキャスト横帯コンクリート



※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 護岸工詳細図		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	1/20	図面番号	14 の 7
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

大野地区 護岸工展開図 S=1:200



※ 展開図の旗揚げでSLは斜長を示す。

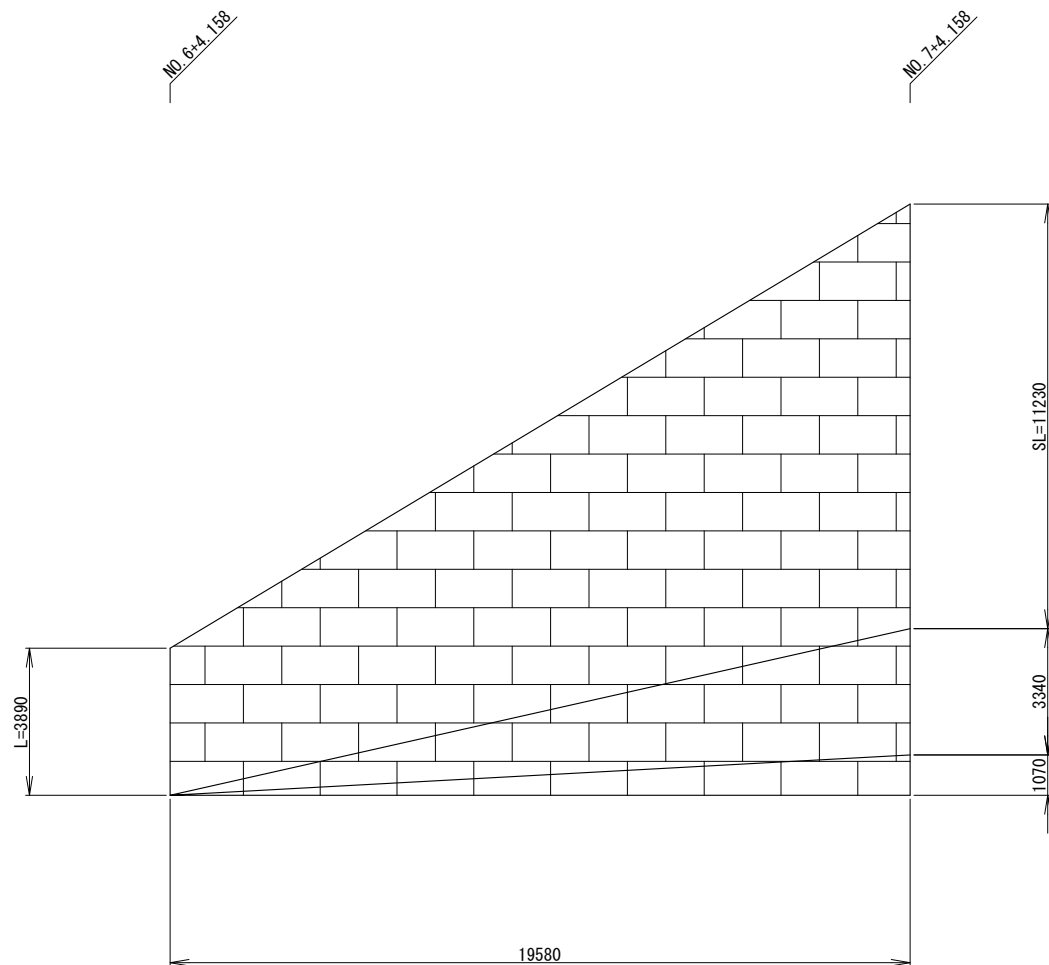
工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 護岸工展開図		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	1/200	図面番号	14 の 8
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

大野地区 取付工詳細図（１） S=1:100

（連節ブロック張）

展 開 図



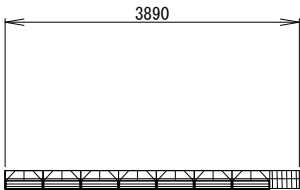
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 取付工詳細図（１）		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	1/100	図面番号	14 の 9
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

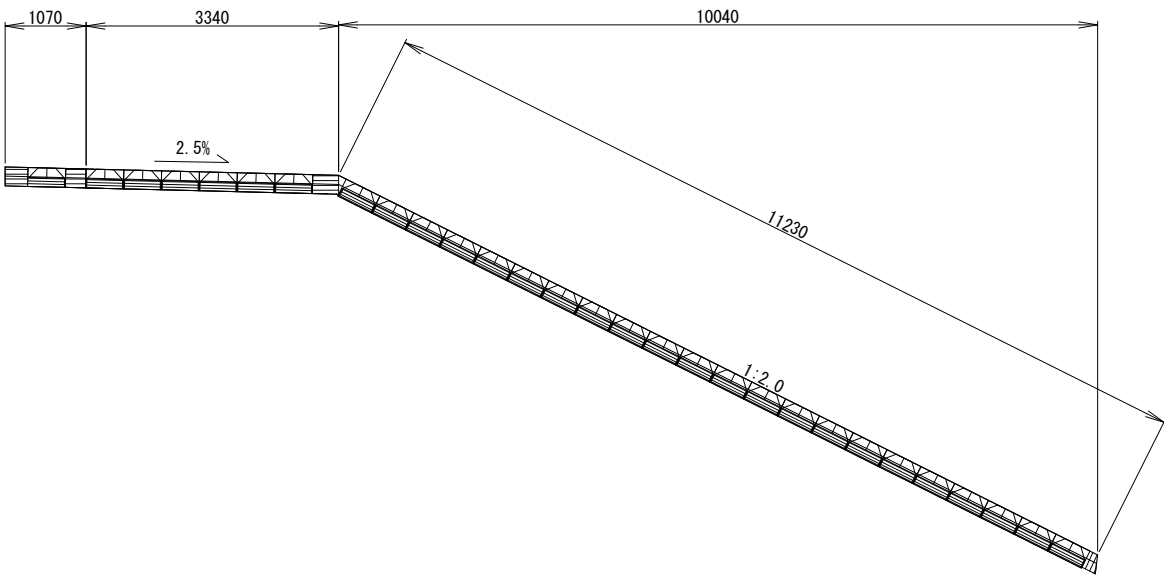
大野地区 取付工詳細図（２）

（連節ブロック張）

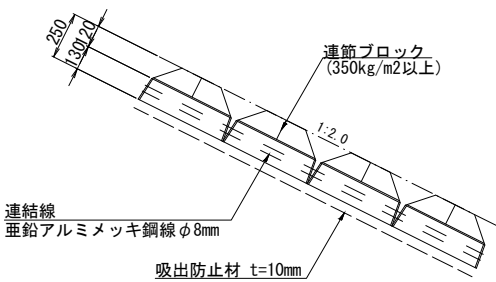
断面図 (No. 6+4. 158) S=1:50



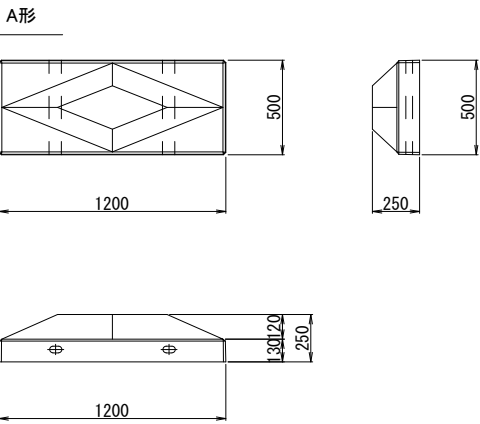
断面図 (No. 7+4. 158) S=1:50



取付工詳細図 S=1:20



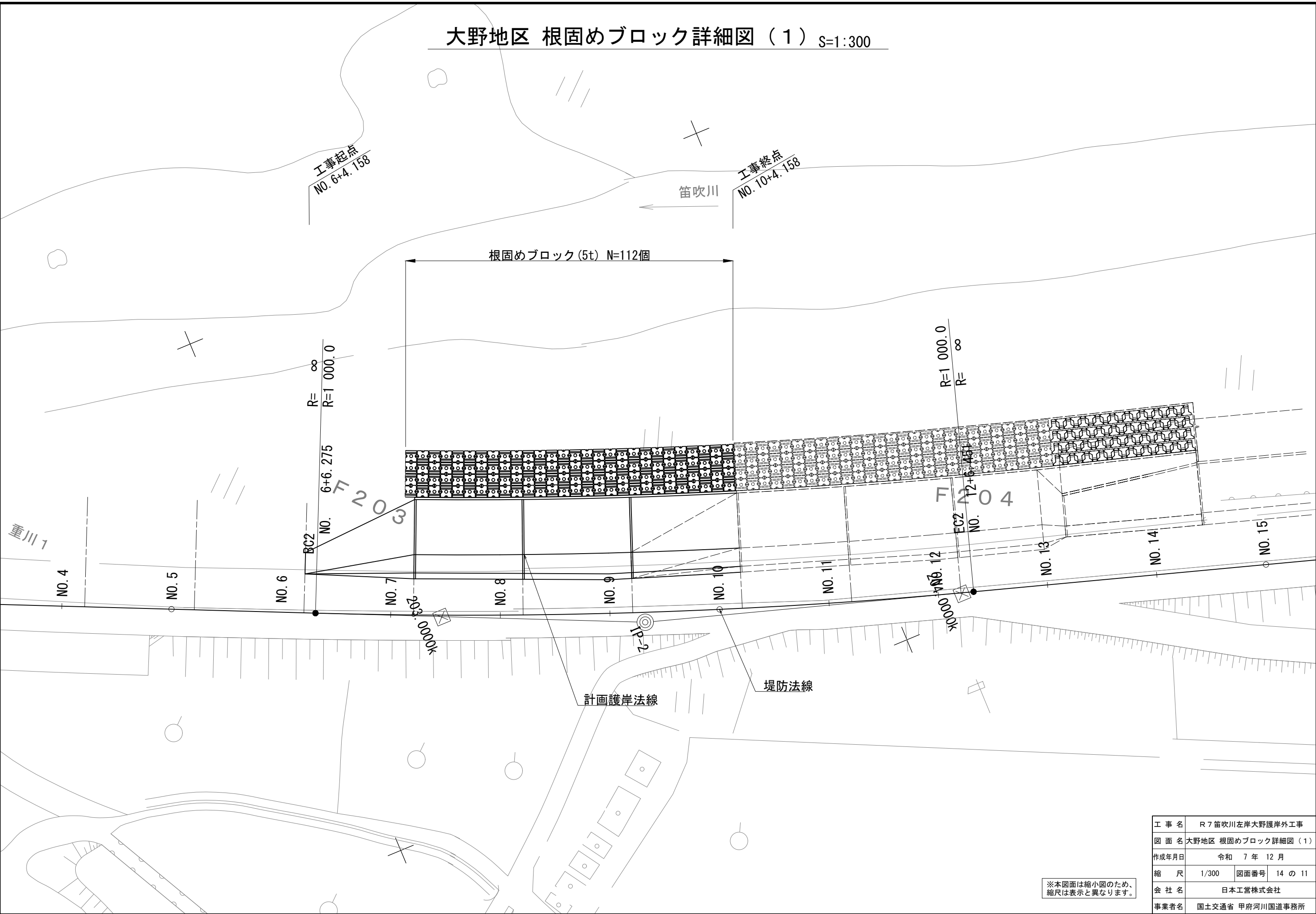
連節ブロック張詳細図 S=1:20



※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 取付工詳細図（２）		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	図 示	図面番号	14 の 10
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

大野地区 根固めブロック詳細図（１） S=1:300

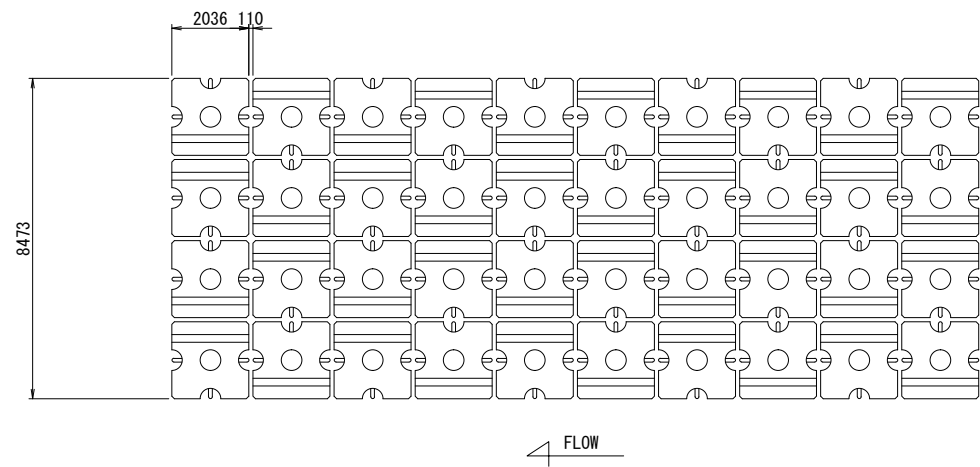


工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 根固めブロック詳細図（１）		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	1/300	図面番号	14 の 11
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

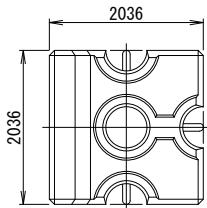
大野地区 根固めブロック詳細図（２）

平面図
S=1:100

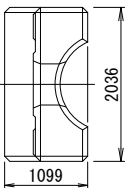


製品単体図
S=1:50

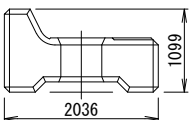
平面図



側面図



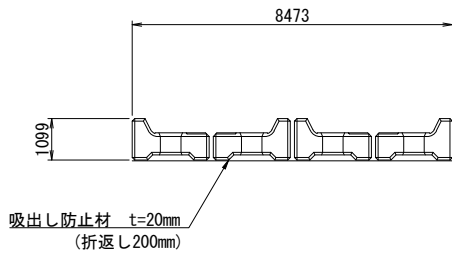
正面図



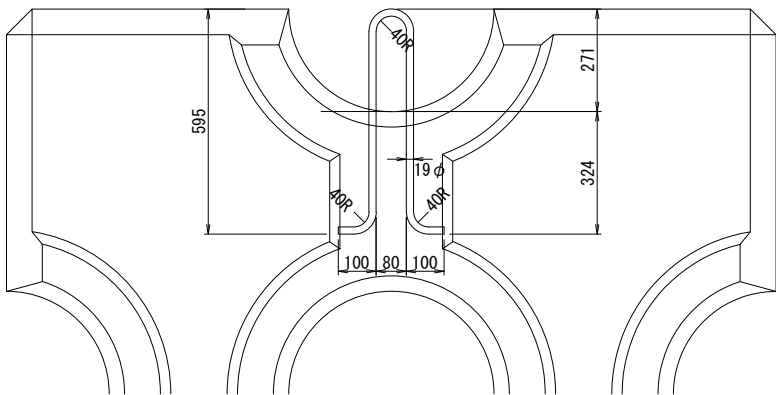
根固めブロック1個当たり規格緒元

名 称	単位	数量
公称重量	t	5.0
参考実重量	t	5.003
コンクリート体積	m3	2.175
型枠面積	m2	13.88

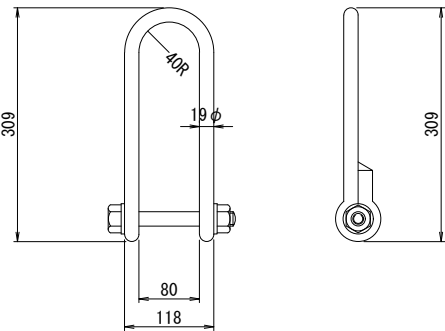
断面図
S=1:100



連結鉄筋詳細図
S=1:10



連結金具詳細図
S=1:5



連結金具1組当たり規格緒元

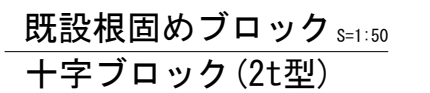
鉄筋径	:	φ19 mm
参考重量	:	2.33 kg
全長	:	900 mm

連結鉄筋1本当たり規格緒元

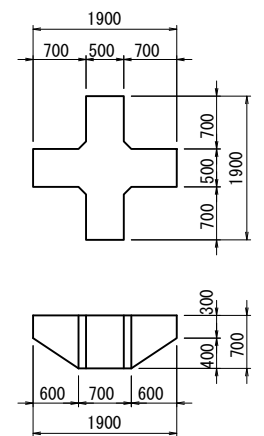
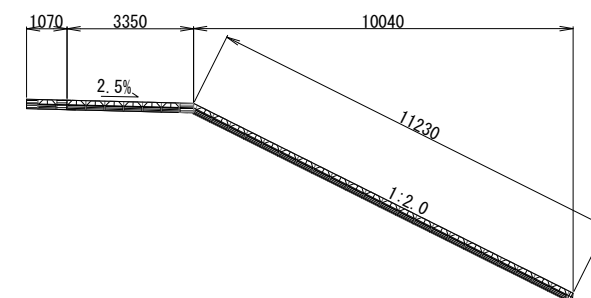
鉄筋径	:	φ19 mm
参考重量	:	3.01 kg
全長	:	1350 mm

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 根固めブロック詳細図（２）		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	図 示	図面番号	14 の 12
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		



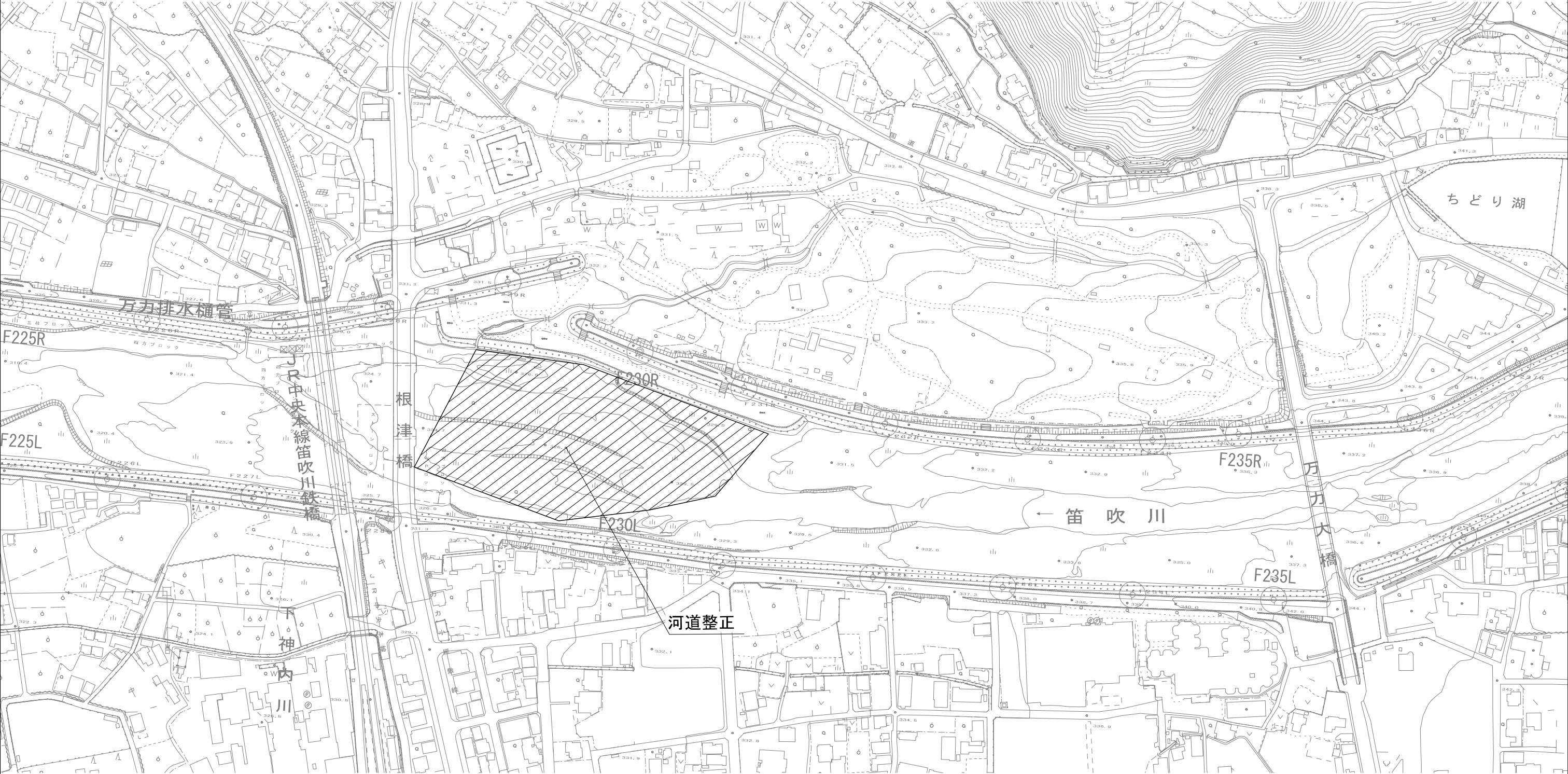
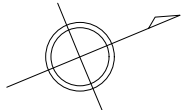
断面図 S=1:100



工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	大野地区 撤去工平面図		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	図 示	図面番号	14 の 13
会 社 名	日本工営株式会社		
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

万力地区 河道整正工平面図 S=1:1500



※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 笛吹川左岸大野護岸外工事		
図 面 名	万力地区 河道整正工平面図		
作成年月日	令和 7 年 12 月		
縮 尺	1/1500	図面番号	14 の 14
会 社 名			
事業者名	国土交通省 甲府河川国道事務所		